

市営墓地の募集案内

令和8年度

一津屋西墓地
鳥飼中墓地

摂津市 市民課

お申し込みの前に

このご案内の「募集要領」及び「使用上のきまり」をよくお読みください。
特に、下記の点にご注意ください。

○市営墓地の申し込みにあたっては、現地及び区画図を十分ご確認ください。

別紙

○使用者ご本人の名義でお申し込みください。

使用者ご本人以外の方は、墓石の建立、遺骨の埋蔵をすることはできませんのでご注意ください。

○墓石の大きさ等については、制限がありますのでよくご覧下さい。

P11

○墓地には駐車場がありませんので、バス又は自転車等をご利用ください。

◆ 申し込み窓口

摂津市三島1丁目1番1号 摂津市役所

生活環境部 市民課 管理係

- ・ 06-6383-1111 (大代表) 内線2308
- ・ 072-638-0007 (代表)
- ・ 06-6383-1360 (直通)

募 集 要 領

1.募集墓地名称及び募集区画数

○一津屋西墓地(摂津市西一津屋527番地)

募集区画数 1区画

区画の面積 2㎡(区画番号 127)

○鳥飼中墓地(摂津市鳥飼中2丁目1220番地)

募集区画数 1区画

区画の面積 1㎡(区画番号 28)

※ 別紙所在地図、区画图を参照してください。

2.使用料及び永年管理料

	面積	使用料	永年管理料	合計
一津屋西墓地	2㎡	560,000 円	25,000 円	585,000 円
鳥飼中墓地	1㎡	280,000 円	15,000 円	295,000 円

3.申込みのできる方

市営墓地の申込みできる方は、次のいずれにも該当する方となります。

- (1) 摂津市に住民票がある方
- (2) 使用許可を受けた日から5年以内に墓石を建立できる方
- (3) 指定日 (10.使用料等の納入参照)までに使用料等を納付できる方

4.申込方法

- (1) 申込みに必要な書類

- ①使用墓地抽選参加申込書

(市民課窓口で配布、市ホームページからダウンロード可)

※土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時15分

- (2) 申込み

申込者本人が使用墓所抽選参加申込書に記入の上、市民課8番窓口^{に持参または郵送し}、お申込みください。

※募集2区画のうち、一世帯につき1区画の申込みに限ります。

5.申込みの受付

- (1) 期 間： 令和8年7月1日(水)から7月21日(火)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時15分)
- (2) 受付場所： 摂津市役所 新館1階 市民課8番窓口
- (3) 申込時に抽選番号を交付します。

6.使用墓地の決定

- (1) 決定方法： 公開抽選
- (2) 日 時： 令和8年7月24日(金)午前10時から
- (3) 場 所： 摂津市役所 新館4階 401会議室

※抽選会への参加は任意です。(抽選会への出席が抽選結果に影響することはありません。)

7.抽選方法

(1) 抽選機により行います。

(2) 抽選手順

○申込期間中に区画ごとに受付をした順番を抽選番号とします。

①応募者の抽選番号を付した玉を抽選機に入れ、1回目に出た玉に付された抽選番号の方が、当選者となります。(1回目抽選の当選墓地は、一津屋西墓地区画番号127号です。)

同様に、2回目の当選墓地は鳥飼中墓地区画番号28号となります。

◇当選墓地は、以下のようになります◇

当 選 墓 地	
一津屋西墓地区画番号	127号
鳥飼中墓地区画番号	28号

②同様に補欠者を2名決めます。

補欠者は、当選後に辞退者や失格者が出た場合又は返還があった場合、繰り上げ当選とします。

※ただし、補欠の権利は、令和9年3月31日(水)までとします。

8.抽選結果の通知

抽選結果は、申込者全員に郵送により通知します。また、抽選当日の午後3時から市民課8番窓口の結果を掲示します。

※お電話による抽選結果のお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

9.使用許可の申請

当選された方は、令和8年8月14日(金)までに、墓地使用許可申請書、住民票の写し(又は、住民票閲覧同意書)及び戸籍謄本を市民課8番窓口に出してください。

10.使用料等の納入

当選された方は、令和8年9月25日(金)までに、**摂津市指定の金融機関**に

納入してください。納入期限までに納付を完了されないときは、失格となります
ので、ご注意ください。分納は認められません。

11.使用許可証の交付

使用料等を納入された方には、納入の確認ができ次第、「墓地使用許可証」を市役所新館1階、市民課8番窓口で交付いたします。

この許可証は、後日、墓石等建立時及び納骨時に必要となりますので、大切に保管してください。

使用上のきまり

市営墓地の維持管理の必要上、墓所使用についての条件や制限を定めていますので、ご理解の上、遵守してください。

1.使用の制限

・墓地の諸施設は、祭祀^{さいし}、工事等のため、許可を受けて臨時に使用する場合のほか、その本来の目的以外に使用することはできません。

2.埋蔵物の制限

・墓所には、焼骨及びこれに準ずるもの以外は、埋蔵することができません。

3.使用場所の制限

・埋蔵場所は、使用者1人につき1区画しか使用できません。

4.墓地使用許可証

・墓所の使用を許可したことの証として、「墓地使用許可証」を交付します。

・「墓地使用許可証」がなければ、墓碑の建立、遺骨の埋蔵など墓所の使用ができませんので、大切に保管してください。

・「墓地使用許可証」の記載事項に変更が生じた場合は、直ちに変更申請の手続きをしてください。

・許可証を紛失した方は、許可証の再交付を受けなければなりません。

5.使用料

・墓所は、購入ではなく、墓所を使用させていただく対価として使用料を申し受けているものです。

6.管理料

・管理料とは、墓所全体の清掃、通路その他の施設の維持管理に要する費用に充てるものです。従って、個々の墓所内の維持管理に要する費用ではありません。

7.使用許可の取消し

使用者が、次の各号の位置に該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。

(1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。

(2) 許可を受けた日から5年以内に墓碑等の設備工事を施工しなかったとき。

(3) 使用者が使用権を譲渡、又は転貸したとき。

(4) 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認められたとき。

(5) 本市に住所を有しなくなったとき。(この場合は、継続使用の許可も認められます。ただし、継続使用許可申請時の条例に定める**使用料の3割**に相当する割増使用料の納付が必要です。)

(6) 法令又は摂津市墓地条例もしくはこれに基づく規則及び指示に違

反したとき。

8.使用権の消滅

次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

(1)使用者が死亡した日から起算して、5年経過しても祭祀を主宰する方がいないとき。

(2)使用者が住所不明となり、7年を経過したとき

9.使用権の承継

・使用権は、使用者の死亡その他の事由により、使用権を受けた方に代わって祭祀を主宰する方が、許可を受けて承継することができます。

※市から許可を受けた使用者でなければ、墓所を使用できません。

10.墓所の返還

・使用墓所が不要になったときは、直ちに届け出るとともに、自己の費用をもって原状に復し、返還していただきます。

11.使用料及び管理料の返還

・使用墓所を返還された場合、次のとおり使用料及び管理料の一部をお返しします。

年数	区分	未使用の場合	既使用の場合
3年以内の場合		既納使用料及び管理料の3分の2の額	既納使用料及び管理料の3分の1の額
3年を超え、5年以内の場合		既納使用料及び管理料の2分の1の額	既納使用料及び管理料の4分の1の額
5年を超える場合			既納使用料及び管理料の6分の1の額

※ 算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。
既使用とは、墓碑を建立した場合はいいです。

12. 墓碑等を設置する場合の制限

(1) 墓石の設備の寸法は、次のとおりです。

区画面積 項目	1 m ²	2 m ²
墳墓及びこれに類する設備の高さ	1.5m以内	2m以内
盛土の高さ	0.25m以内	0.3m以内
玉垣及び植栽の高さ		0.45m以内

(2) 墓石を建てられる場合は、施工着手1週間前までに必ず市民課8番窓口に申請して許可を受けてください。

13. その他

その他詳細については当選された方に、摂津市営墓地「使用のきまり」をお渡しします。